

所在 上羽村の前(乙訓郡大原野村大字上羽)

今按京都府式内考證に本社は同村の産神なれど今頗る小祠にして境内餘地に非ず藏王院其祭を掌る入野神社の微なし唯祠前の小額に入野社とあれど古物に非れば確證としがたし而るに他に類社もなく山城志また明細帳にも入野神社なる由を記したれば姑く之に従ふと雖も猶よく考へて後に定むべきなり

自玉手祭來酒解神社 名神大月次新嘗元名山崎社

祭神 酒解神

今按酒解神を世に大山祇神と云説は神祇拾遺に山崎の神と云は是也大山祇の御神にて今の離宮の左殿に鎮奉る也とみえ神社叢書に伊賀名所記云玉手村は井墜山麓なり又酒解里直指抄に伊賀國酒解明神は大山祇神也云々冷泉院御宇授三正二位よし至寶抄に侍ると云り或人之人に因て考るに玉手も酒解も元地名にて伊賀國より出づらんか又或人伊賀國なるも大山祇神と見え山崎社をも諸書に大山祇神とあればかたし思ひ合ざるなりされば玉手も酒解も地名にて酒にはあづからぬ事なるべしなど何れも大山祇神とあれど疑くは山崎の地主神と云ふより大山祇に附會せるならんと思はるれば信かたし

神位 仁明天皇承和六年四月甲子奉授山城國無位自玉手祭來酒解神從五位下十年四月己未朔從五位下自玉手

祭來酒解神一前奉授正五位下預名神 按本書同月丁丑山あるは重慶の文なること明なれば略きて取す

祭日 四月三日

社格 村社(現今郷社)

所在 大山崎庄山崎嶺(乙訓郡大山崎村大字大山崎庄)

今按明細帳離宮八幡宮の條下に別宮産須那社地(町余元號天)往古は嵯峨天皇離宮の地酒解神鎮祭于今沿革無之とあるに據る中は酒解神社の舊址なるべし京都府式内考證に天王社は山崎山嶺に在て殿宇巍然たり神祇を講ずる者或思らく是酒解神社なりと然而神祇拾遺今離宮の左殿に鎮奉ると云ひ鐘座記にも貞觀二年八幡鎮座の時酒解神を相殿とすとあるを以て其説を貫くこと能はず何推究の至らざるや夫天王社は社地凡十七町八反餘あり古來山崎の産神たり離宮八幡の社地も一町餘に過す又天王の社地より流出る川を五位川と云は酒解神に從五位を授くるより起ると云傳るを考るに天王則酒解神に非ずして何ぞや今猶重て由来を糾すに天王社は維新の前社領二十六石八幡社領凡九百石にて八幡宮最盛なりしか其社人何の時か天王社をも兼掌し終に山崎の社中と唱へ酒解神相殿の説を爲て已に官階に預ることを得たれば是社中の秘傳なるに又天王社文化年中に回祿に罹れるを以て此神社の燬滅せしこと可知なり雖然同社中にも住々相殿の説を惑

ふ者あり又天王に山崎社の號尙存するものあり(舊京都府の天王を山崎か、れば彌天王の酒解たるを知る故今山城志に從ふとみえたる確實と云べし而るを神社叢書に天王山なる天王を酒解神社と主張せる説の起りは大山祇神なれば山上にある方したしく聞え且八幡宮鎮座の年月も明かなるに同宮の相殿に坐すと云へば時代の前後如何と思へるよりの事なるべしは山崎と云地に古くより玉手なる酒解神を遷して或は山崎社とも通稱せしが八幡宮鎮座の頃社を破り却て八幡宮の社地となし其故あるを以て左殿に祭れるにもやあらんと云るは其説未だ透ならざるに似たり姑附て考に備ふ

神足神社

祭神

官社文徳天皇齋衡元年十月戊辰以山城國神足神列於官社

祭日 五月五日

社格 村社

所在 神足村(乙訓郡新神足村大字神足)

葛野郡二十座(大十六座 小四座)

葛野坐月讀神座(名神大月)

祭神 月讀尊

今按日本紀顯宗天皇三年二月丁巳朔阿閉臣事代衛命

出使天子任那於是月神著人謂之曰云々宜以民地奉我月神若依調歌我當福慶事代由是還京具奏奉以歌荒樺田(山城國葛野郡)壹岐縣主先祖押見宿禰侍祀とある時の御縁由によりて祭られ玉へる神なり又松尾社家系圖に忍見宿禰始自壹岐島遷居山背國葛野郡歌荒洲田地宿禰神社今在松室里とみえ此忍見の子孫世々松尾月讀神社の祝禰官に補せらるるも此故により姑附て考に備ふ

神位 清和天皇貞觀元年正月廿七日甲申奉授山城國葛野月讀神正二位九月八日庚申山城國月讀神遣使奉幣爲風雨祈禱

祭日 四月上旬十日十三日

社格 (松尾神社境外攝社)

所在 松室村(葛野郡松尾村大字松室)

今按文徳實錄齋衡三年三月戊午移山城國葛野郡月讀社置松尾之南山社近河濱爲水所噴故移之とあるは舊社地とみえたり神社考に在二大堰川の西南即今松尾之東南地是也とみの猶よく考べし

木島坐天照御魂神社(名神大月)

祭神 天照國照天火明命

今按この社の祭神は天照國照天火明尊なること決し其は姓氏錄山城國天孫に水主直火明命之後也とあり天孫本